

高 総 第 5 3 号
平成23年 8 月 15日

ボランティアグループ「高取町ご意見番」
代表幹事代行 中西宏次 様

高取町長 植村家忠



高取町長への公開質問状について

平成23年8月4日付で質問のあったこのことについて、下記のとおり回答
します。

記

平成23年4月以降においては、8月1日付で公金処理不適正及び信用失墜
行為により、事業課職員を停職1ヶ月とする懲戒処分を行った。

また、管理監督者として、指導監督に適正を欠いたとして直属の上司担当課
長を減給10分の1・1ヶ月、課長補佐も戒告処分としたところである。

今回、「高取町職員分限懲戒審査委員会」の構成メンバーについては、町規程
第3条第3項に基づき、課長8名及び職員組合代表として1名計9名に対し町
長より任命されています。